

# 介護保険

## 被保険者

40歳以上の方は、住んでいる市町村が運営する介護保険の被保険者（加入者）となります。被保険者は、年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分けられます。

### 第1号被保険者

町内に住む65歳以上の方

### 第2号被保険者

40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方

### 介護保険の適用を受けない方

身体障がい者療護施設等の適用除外施設に入所・入院している方や在留資格又は在留見込期間1年未満の短期滞在の方などは、40歳以上の方でも介護保険が適用されません。

## 第1号被保険者の介護保険料及び納付方法

### 第1号被保険者の保険料

段 階	対 象 者	年 額
第1段階	生活保護を受給している方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	20,500円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,600円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	30,700円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方	41,000円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万未満の方	51,200円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	61,500円

## 2 保険料の納付方法

区 分	保険料の納め方
特別徴収（年金天引）	年金額が年額18万円（月額15,000円）以上の方は、2か月ごと支払われる年金から保険料が差し引かれます。4、6、8月（仮徴収）は前年度の2月分と同額が天引きされ、10、12、2月（本徴収）は、保険料年額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めていただきます。
普通徴収（納付書払）	年金未受給者、受給している年金が年額18万円未満の方及び年度途中で65歳に到達した方は、納付書により金融機関での納付となります。

## 第2号被保険者の介護保険料及び納付方法

区 分	国民健康保険に加入している者	職場の健康保険に加入している者
保険料の決定方法	国民健康保険税の算定方法と同様に世帯ごとに計算されます。	医療保険ごとに設定されている保険料率と給与及び賞与に応じて計算されます。
保険料の納付方法	医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納付します。	介護保険料と医療保険料を合わせて、給与及び賞与から差し引かれます。

## 介護保険サービスを受けるための手続き

介護保険サービスを受けるには、町に申請し介護(支援)が必要であると認定される必要があります。

手続きの流れは、次のとおりです。

### 1 申請

本人や家族の方などから、担当課(保健福祉課)へ申請をします。



### 2 調査

町の職員や認定調査員が自宅や施設を訪問し、本人や家族から心身の状態などについて調査をします。



### 3 審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに「日高東部介護認定審査会」が介護(支援)の必要性とどの程度の身体状況にあるかを判定します。



### 4 認定・通知

審査結果に基づき、市町村が認定し、結果通知書と被保険者証が交付されます。



### 5 介護サービス計画(ケアプラン)の作成

介護支援専門員(ケアマネージャー)などと相談し、総合的な介護(支援)サービス計画(ケアプラン)を作成します。



### 6 サービスの利用

介護(支援)サービス計画(ケアプラン)に基づいて在宅や施設でのサービスを利用します。

サービス提供機関は、自分で選択し契約を締結します。原則として費用の1割を負担します。



## 2 施設サービス（「要介護1」以上の方が利用可）

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所して、食事や入浴、機能訓練などを行います。

### (2) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が入所して、医学的な管理のもとで、食事や入浴、機能訓練などを行います。

### (3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状が安定しているものの、長期間の療養が必要な方が、介護体制の整った医療機関に入院し、医療や看護、食事や入浴、機能訓練などを行います。

## 3 地域密着型サービス

### (1) 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事や入浴、機能訓練などを行います。

### (2) 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の希望に応じて、訪問や泊まりなどのサービスを提供する小規模な拠点施設から、食事や入浴、機能訓練などを行います。

### (3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な環境のもと、食事や入浴、機能訓練などを行います。

### (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴、機能訓練などを行います。

### (5) 地域密着型会合老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームに入所している方が、食事や入浴、機能訓練などを行います。

## 介護サービスを利用するときの負担額

### 1 在宅サービスを利用した場合

在宅サービスでは、要介護度の区分によって、介護保険で利用できる上限額（支給限度額）が決められています。

利用者の負担は、原則として1割です。

また、限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の費用が全額自己負担となります。

要介護度	1か月の支給限度額	要介護度	1か月の支給限度額
要支援1	49,700円	要介護3	267,500円
要支援2	104,000円	要介護4	306,000円
要介護1	165,800円	要介護5	358,300円
要介護2	194,800円		

## 2 施設サービスを利用した場合

特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所（ショートステイを含む。）したときは、費用の1割負担のほかに、食費、居住費、日常生活費などが自己負担となります。

具体的な金額は、施設との契約により決定します。

## 3 食費・居住費の負担限度額（1日あたり）

段階	利用者負担	食費	居住費	
			従来型個室	多床室
第1段階	生活保護を受給している方、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	300円	320円	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	420円	320円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	650円	820円	320円
第4段階	住民税課税世帯の方	第4段階の方には、限度額が設けられていません。 金額は、施設との契約により決定します。		

※ えりも町の特別養護老人ホームでは、ユニット型個室及び単個室は設置されていません。

### お問い合わせ

保健福祉課介護福祉係

TEL 01466-2-4888